※利息・手数料等はＪＡごとに異なります。詳細は
最寄りのＪＡへお問い合わせください。

商品概要説明書（ひな形）

担い手応援ローン

（2025 年 4 月 1 日現在）

<table>
<tr><td>商品名</td><td>担い手応援ローン</td></tr>
<tr><td>ご利用
いただける方</td><td>【個人】
○当ＪＡの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。
○ご契約時の年齢が満２０歳以上７９歳未満の方。
○ＪＡでの税務対応支援（決算書作成支援）等を受けている方。（下記のとおり）
○直近三期分の税務申告書類の提出が可能である方。
○生活の本拠が定まっている方。
○ＪＡ（他ＪＡを含む。）との間でカードローン等当座貸越取引を行っていない方。
○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。
○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
【法人】
○当ＪＡの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。
○ＪＡでの税務対応支援（決算書作成支援）等を受けている方。（下記のとおり）
○直近三期分の決算書の提出が可能で、かつ原則として直近決算期において繰越欠損金を有しない方。
○ＪＡ（他ＪＡを含む。）との間でカードローン等当座貸越取引を行っていない方。
○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。
○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
＜税務対応支援（決算書作成支援）等＞
<table>
<tr><td>ＪＡの税務対応支援</td><td>白色申告</td><td>青色申告
（10 万控除）</td><td>青色申告
（65 万控除）</td></tr>
<tr><td>①ＪＡ（青申会含む）において、ＪＡ外取引まで記帳代行実施</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>②ＪＡ（青申会含む）で決算書作成指導を実施している</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>③ＪＡ（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行なっており、当該税理士等を利用している場合</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>④上記①～③に該当せず、税理士法 33 条の２による書面添付</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>⑤上記のいずれにも該当しない場合</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>【個人】
○農業生産に直結する運転資金とします。
【法人】
○農業経営に必要な運転資金とします。</td></tr>
<tr><td>契約金額</td><td>○１００万円以上１，０００万円以内とし、１００万円単位とします。</td></tr>
<tr><td>契約期間</td><td>○１年間とします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当ＪＡがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様としますが、個人の方のご契約の場合、満７９歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。</td></tr>
<tr><td>借入利率</td><td>○変動金利とします。
○お借入利率は、３月１日および９月１日の基準金利（短期プライムレート）により、年２回見直しを行い、４月１日および１０月１日から適用利率を変更いたします。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

借入方式	○当座貸越とします。
返済方法	○指定された貯金口座にご入金された資金は、貸越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。 ○利息のお支払いは、毎年２月と８月の当ＪＡ所定の利息決算日に指定貯金口座から自動引き落し、または貸越元金に組み入れます。
担保	○不要です。 ただし、ご契約金額が５００万円超となる場合は、担保を徴求し、第一順位の根抵当権を設定登記させていただきます。
保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（埼玉県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきます。 ○法人の方は、原則として、代表者を連帯保証人とします。 なお、代表者の方については、地区内の居住実態が確認できること（申し出のあった住所の確認ができること）。 ○「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
保証料	○利息決算日に保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は年０．７％です。
手数料	○ご融資の際、●●円の事務手数料（消費税等含む。）が必要ですが、当面の間はご融資の際の事務手数料は不要としております。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡにお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、●●円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡバンク埼玉